

～ 健口と輝く笑顔のために～

歯科衛生だより 会報

2024 August vol. **82** 発行人/吉田直美 発行/公益社団法人 日本歯科衛生士会 〒169-0072 東京都新宿区大久保2-11-19
TEL.03(3209)8020 FAX.03(3209)8023 <https://www.jdha.or.jp/>

令和6年度定時代議員会が開催される

令和6年6月9日(日)13時30分から、ステーションコンファレンス東京にて令和6年度定時代議員会が開催された。

はじめに歯科衛生士憲章を出席者全員で唱和し、物故会員に対し黙とうをささげたのち、議長には下川真弓氏(鹿児島県)、副議長は吉本美枝氏(京都府)、議事録署名人に加藤みゆき氏(宮城県)、野田直美氏(沖縄県)が選出された。代議員数83名中出席者77名、議決権行使、委任状の合計5名、総数82名により、定款第18条に定める総代議員の過半数以上の出席で定足数を



を充たし審議に入った。

初めに吉田直美会長から、挨拶があった。新型コロナウイルス感染症による制限が解除され研修や学会の対面開催が可能となり、会の活動も活気を取り戻している。本会から厚生労働省への要望書の記載事項が少しずつ実現し、歯科衛生士技術修練部門の整備および運営部門に対する事業が開始6年目以降も継続となったこと、令和6年度歯科診療報酬改定で

も、歯科衛生士が関わる部分の見直しがあったこと、厚生労働省に歯科衛生士が任期付きではあるが配置されたことが述べられた。加えて、組織の力を実感した令和6年能登半島地震の災害支援の話題になり、2020年より開始した災害歯科保健歯科衛生士登録制度により発災後459名の歯科衛生士が参加した支援活動に感謝が伝えられた。合わせて今後、登録数を増やし地域格差をなくすために令和7年度の要望書に予算的支援を求めたことが追加された。さらに専門領域別・研究集会の詳細、5年ごとに実施している歯科衛生士の勤務実態調査が令和6年度はWeb調査になること、地域医療介護総合確保基金(歯科衛生士養成所修学支援)の奨学金について述べられた。組織拡大、さらに事業を強化することが不可欠であり、本日は活発な意見交換が行われることへの期待が述べられた。



その後、第1号議案「令和5年度事業報告(案)に関する件」、第2号議案「令和5年度決算報告(案)に関する件」、第3号議案「日本歯科衛生士会定款の改正(案)に関する件」、第4号議案「日本歯科衛生士会諸規則等の改正(案)に関する件」は、日本歯科衛生士会代議員会運営規則の改正(案)・日本歯科衛生士会代議員選挙規則の改正(案)・日本歯科衛生士会役員選任規程の改正(案)・日本歯科衛生士会会員規程の改正(案)の4点、第5号議案「選挙管理委員の選任に関する件」の審議があった。報告事項では「令和6年度事業計画について」「令和6年度収支予算について」「監査報告」の説明があった。

質問や意見が交わされて活発な議論の場となり、拍手とともに閉会となった。

質問や意見が交わされて活発な議論の場となり、拍手とともに閉会となった。

大規模災害時における練習画面のご案内 — 9月1日～7日 —

9月1日の「防災の日」に合わせ、日本歯科衛生士会のウェブサイト画面に、大規模災害を想定した「災害特別ページ」を掲載します。その画面から安否登録や安否確認等の練習を行うことができます。

練習画面の掲載期間は9月1日から7日までの一週間です。(期間終了後の登録データは削除されます)

災害は、いつどこで起こるかわかりません。ぜひこの機会に練習を行ってください。

(災害歯科保健委員会)



事務局長 **山本 仁**

7月1日付けで事務局長を拝命しました山本です。責任の重大さに身の引き締まる思いであり、微力ながら、歯科衛生士の発展に務めてまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



令和6年度
定時代議員会



令和6年度
日本歯科衛生士会
会長表彰

令和6年度日本歯科衛生士会会長表彰授与

令和6年度定時代議員会開催に先立ち、表彰規程に基づく功労賞および永年精励賞の表彰式が行われた。今年度は、功労賞22名、永年精励賞95名の方に授与された。受賞者を代表して功労賞は高橋 千鶴様(兵庫県)、永年精励賞は大久保 喜恵子様(埼玉県)が喜びの言葉を述べられた。



謝 辞

功 労 賞

公益社団法人 兵庫県歯科衛生士会 **高橋 千鶴様**

このたびは、功労賞を賜り心より感謝申し上げます。

職責を続けるには、さまざまな葛藤があります。他団体との危機感や社会に求められて後輩を育てる使命感が、本日に繋がったものと感じます。昭和50年むし歯が社会問題となった時期に、行政に配置され定年まで勤務し、その後は後輩の育成を行いました。当時、保健所への歯科衛生士の配置が初めてであり、3歳児健診時には、新たな分野に踏み込むことへの軋轢、郡市区歯科医師会からむし歯が少なくなったら困ると言われるなど、立場の不平等さへの怒りが仕事の原動力になりました。日本歯科衛生士会では、常務理事として「災害歯科保健活動歯科衛生士実践マニュアル」を作成、兵庫県歯科衛生士会では、兵庫県歯科衛生士センターを全国に先駆けて立ち上げました。大震災の経験や支援では学び不足を実感し、県立大学大学院の減災復興政策研究科へ入学し専門分野の幅を広げる機会を得ました。



先達の方々および現役員並びに会員の皆様に感謝申し上げますとともに、今後の日本歯科衛生士会の新たなステージに期待し、更なる発展に向けて微力ではございますが貢献できればと思っています。

永年精励賞

公益社団法人 埼玉県歯科衛生士会 **大久保 喜恵子様**

このたびは栄誉ある「永年精励賞」を賜り、心より感謝申し上げます。

歯科衛生士の資格を取得したのは50年前でした。埼玉県歯科衛生士会には同期と共に入会しましたが、どのような会とも知らずの状況でした。数年後に一度退会し、子育てが一段落した頃、再入会しました。脳と神経を診る病院に勤務し、十数年間の空白を取り戻すべく、日本歯科衛生士会の研修に必死で参加し幾つかの認定も取得しました。代議員になった時、金澤会長の挨拶の中で「歯科衛生士は院内勤務から地域に向いていき仕事をする状況に変化してきている」という言葉に背中を押され、勤務先でも地域住民の口腔保健向上に力を注ぎました。元日に発生した能登半島地震の支援活動では、日本歯科衛生士会を通し現地で活動しているグループラインから状況を把握でき、組織力の重要性を改めて実感しました。現在は、「埼玉県高齢者講習センター」で勤務しています。付帯機能として交通安全課、社会参加促進課、高齢者歯科保健事業が関わる全国で初めての高齢者をキーワードとした複合施設です。これからも、生涯現役を目指します。



結びにあたり、日本歯科衛生士会の今後ますますの発展を祈念いたしまして、御礼の言葉とさせていただきます。

功 労 賞 (敬称略)

- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 佐藤 みどり(山形県) | 岩村 昌子(茨城県) | 大塚 則子(栃木県) | 田中 淳子(群馬県) |
| 福島 知香(群馬県) | 柴田 佐都子(新潟県) | 合掌 かおり(岐阜県) | 水草 あゆみ(愛知県) |
| 柴田 享子(愛知県) | 馬場 真佐美(滋賀県) | 郡 一美(大阪府) | 信川 美香(大阪府) |
| 高橋 千鶴(兵庫県) | 前中 みつる(兵庫県) | 仲嶋 百合子(奈良県) | 山下 由佳(和歌山県) |
| 松尾 敬子(岡山県) | 谷口 真理子(福岡県) | 大串 富美子(長崎県) | 片山 まゆみ(熊本県) |
| 池間 直子(沖縄県) | 砂川 恵(沖縄県) | | (22名) |

*会員歴30年以上、役員歴が日本歯科衛生士会・都道府県歯科衛生士会を併せて10年以上ある者

永年精励賞 (敬称略)

遠藤 真紀子(北海道)	村端 磨由美(北海道)	浅沼 陽子(岩手県)	平野 道子(岩手県)
多田 康子(岩手県)	関根 幸子(福島県)	五十嵐 睦子(福島県)	杉 重子(福島県)
秋山 孝子(茨城県)	佐竹 幸栄(茨城県)	南木 昭代(栃木県)	戸井田 紀子(栃木県)
手塚 由美子(栃木県)	北爪 洋己(群馬県)	神辺 真佐子(群馬県)	島田 千代子(群馬県)
村上 裕美(群馬県)	谷口 とみ子(群馬県)	菅野 和子(埼玉県)	大久保 喜恵子(埼玉県)
福田 尚子(埼玉県)	寺澤 はるみ(埼玉県)	長川 あけみ(埼玉県)	飯野 さかえ(埼玉県)
山口 圭子(埼玉県)	遠藤 昌子(千葉県)	岡部 明子(千葉県)	佐野 澄恵(東京都)
原 幸子(東京都)	佐野 孝子(神奈川県)	小松 雅子(長野県)	中島 靖子(長野県)
山口 敦子(新潟県)	桐生 香保子(新潟県)	山田 智子(新潟県)	長江 悟子(富山県)
藤井 重子(岐阜県)	小野田 慶子(岐阜県)	青木 尚美(岐阜県)	山口 聖子(岐阜県)
富田 弘子(岐阜県)	藤山 快恵(静岡県)	榎山 幸子(静岡県)	松浦 芳子(静岡県)
松島 敬子(静岡県)	関戸 優子(愛知県)	山本 和代(愛知県)	安藤 晴代(愛知県)
小林 敦子(愛知県)	植山 久美(愛知県)	田村 清美(愛知県)	松浦 幸代(京都府)
家高 明美(京都府)	森 直美(京都府)	小泉 智美(京都府)	辻 久子(京都府)
岩井 教子(大阪府)	白本 鏡子(大阪府)	大野 公子(大阪府)	川原 幹子(大阪府)
永田 節子(大阪府)	溝部 潤子(大阪府)	庄野 信子(大阪府)	城越 信子(兵庫県)
村留 和子(兵庫県)	福永 恭枝(兵庫県)	村上 和美(兵庫県)	富依 博子(兵庫県)
大野 真寿美(兵庫県)	曾野 順子(兵庫県)	橋本 香(兵庫県)	本庄 芳江(兵庫県)
大西 富子(奈良県)	小林 良子(奈良県)	万歳 陽子(奈良県)	山岡 美幸(島根県)
吉井 敦子(岡山県)	落合 典子(岡山県)	後藤 真知子(広島県)	怒田 和子(広島県)
松本 厚枝(広島県)	村本 晴代(徳島県)	水口 欣子(愛媛県)	四之宮 ゆかり(愛媛県)
渡邊 陽代(愛媛県)	川上 三紀(愛媛県)	太田 一恵(愛媛県)	中越 孝子(高知県)
天本 和子(福岡県)	清水 良(福岡県)	大久保 嘉子(福岡県)	高見 佳代子(福岡県)
石川 真理(福岡県)	梶原 真理(大分県)	野元 美佐子(鹿児島県)	(95名)

*会員歴35年以上であって、年齢65歳以上の者

令和6年度 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業 日本歯科衛生士会主催 「歯科衛生士の研修指導者・臨床実地指導者等講習会」



この研修は、育児・介護等によって離職していた歯科衛生士の復職支援や、職業人として第一歩を踏み出した新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得および離職防止の推進を図るため、共通ガイドラインに基づき、地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材育成を目的として実施いたします。

この研修は次の方が対象になります

- ① 都道府県歯科衛生士会等において研修事業の企画運営を担当する者
 - ② 歯科衛生士養成機関の専任教員、実習指導員
 - ③ 臨床実習施設等(歯科診療所、病院等)において研修生・実習生の指導を行っている者
 - ④ ③のほか、臨床実習施設等(介護保険施設、行政等)において研修生・実習生の指導を行っている者
- なお、研修生とは、他機関からの受け入れのみならず、勤務先に就職した新人歯科衛生士や復職歯科衛生士の研修中の者を含む

(令和6年度 研修日程)

開催回	研修日程	定員
第1回	令和6年 9月28日(土)~29日(日)	24名
第2回	令和6年11月 2日(土)~ 3日(日・祝)	24名
第3回	令和6年12月14日(土)~15日(日)	24名
第4回	令和7年 1月11日(土)~12日(日)	24名

- ※全回Zoomを使用したオンライン研修
- ※参加費用等: 受講料は無料(通信費・交通費・宿泊費自己負担)
- ※申込締切: 8月15日(木)



令和6年度全国病院歯科衛生士連絡協議会開催のお知らせ

昨年度に引き続き日本歯科衛生士会に併催させていただくこととなりました。詳しくは日本歯科衛生士会ウェブサイトをご確認ください。

1 目的

本協議会では、病院に勤務する歯科衛生士が、多職種連携や地域連携における知識・技能の習得及び最新の情報の共有化を図り、的確に対応することを目的として開催する。

2 開催日時

令和6年9月22日(日・祝) 14:50~16:45

3 開催場所

朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター

4 開催方法

日本歯科衛生士会第19回学術大会併催(現地開催のみ)

5 参加対象者

都道府県歯科衛生士会の病院歯科衛生士担当者および趣旨に賛同する歯科衛生士

6 実施内容(予定)

開会挨拶	日本歯科衛生士会 会長 吉田 直美
講演	「歯科保健医療に関する最近の動向(仮題)」 (前)厚生労働省医政局 歯科保健課長 小椋 正之先生
ワークショップ	テーマ: 歯科衛生士ラダーの活用 ~歯科衛生力の評価について~ ミニレクチャー&ワークショップ
閉会	

令和6年度 歯科診療報酬改定のポイント

令和6年度歯科診療報酬改定の主なポイントは、1.人材確保や賃上げへの対応、2.リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進、3.質の高い在宅医療の推進、4.かかりつけ歯科医機能の評価、5.新興感染症等に対応可能な歯科医療提供体制の構築、6.情報通信機器を用いた歯科診療、遠隔医療の推進、7.口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進である。

今回の改定は、「DX推進」による医療情報の有効活用等が求められ、届出の有無・要件などで細分化されている。算定要件の詳細については、歯科衛生士も理解することにより、新設、改変された評価を活用し、目標を持って診療することができる。

これに伴い、今後、業務記録がさらに重要になると考える。日本歯科衛生士会(診療所委員会)では『歯科衛生士の業務記録に関する指針』を作成し、2024年5月16日にウェブサイトで公開したので紹介する。(右の二次元コード)



歯科衛生士の
業務記録に関する指針
PDF(1.24MB)



詳細は、日本歯科衛生士会監修「歯科衛生士のための歯科診療報酬入門2024-2025」(医歯薬出版株式会社)2024年6月発行をご参照ください

歯科衛生士関連事項

- ①かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(か強診)が廃止→**口腔管理体制強化加算(口管強)**に改変。
- ②周術期、回復期、終末期の口腔管理。
 - 回復期医療や慢性期医療を担う病院の歯科の『リハビリテーション・栄養管理・口腔管理』の一体的な取り組みを推進するため、リハビリテーション病棟の口腔機能管理や口腔衛生管理についての評価を新設。
 - 周術期等口腔機能管理**は、手術の実施の有無にかかわらず、集中治療室で治療を行う患者も対象に追加。
 - 終末期の悪性腫瘍等の緩和ケアを実施している患者に対して、歯科衛生士が行う**周術期等専門的口腔衛生処置**の回数緩和。
対象:訪問歯科衛生指導料(訪衛指)・周術期等専門的口腔衛生処置(術口衛)
- ③情報連携。
 - 医歯薬の連携強化が図られ、**診療情報等連携共有料**の見直しが行われ、保険薬局が有する服用薬の情報等の提供も受けられる。
 - 歯科衛生実地指導(口腔機能指導加算 新設)患者への文章提供は指導の内容に変化がなくても**6か月に1回(変更)以上**は提供する。
- ④介護施設と歯科医療機関との連携を強化するため、**口腔連携強化加算**の新設。
- ⑤院内感染症防止対策としての歯科外来診療環境体制加算(外来環)→**歯科外来診療医療安全対策加算(外安全)・歯科外来診療感染対策加算(外感染)**に再編。
- ⑥歯科疾患の重症化予防。
 - エナメル質初期う蝕(Ce)管理料**と**根面う蝕(根C)管理料**が新設(歯管・特疾患算定患者)、**要口腔内写真**。フッ化物歯面塗布処置は対象が一部変更。機械的歯面清掃・フッ化物歯面塗布は同日でも併算定可能。
 - 歯周病の重症化予防の推進では、糖尿病患者に対して歯周病安定期治療を行う場合の評価として**歯周病ハイリスク患者加算**の新設。
- ⑦ライフステージに応じた口腔機能の管理。
 - 口腔機能発達不全症・口腔機能低下症患者に指導訓練を行った場合、**歯科口腔リハビリテーション料3**が新設。
 - 歯科衛生実地指導で歯科衛生士が口腔機能に係る指導を行った場合、**口腔機能指導加算**の新設(歯リハ3と重複算定不可)。
- ⑧障害者・有病者・認知症の人への歯科医療。
 - 歯科疾患管理料総合医療管理加算の対象患者に認知症患者追加。
 - 歯科診療特別対応加算の対象に強度行動障害の患者追加。
- ⑨歯科固有の技術の評価の見直し。
 - 口腔バイオフィルム感染症(口腔細菌定量検査 **届出**で確定)の患者に**口腔バイオフィルムの除去**の新設。
- ⑩質の高い在宅歯科医療の提供を推進。
 - 歯科訪問診療における時間と単一建物で診療を受ける患者の人数により区分が変更。
 - 指導が困難な患者に、同一歯科医療機関の複数の歯科衛生士が同時に訪問歯科衛生指導(訪衛指)を行った場合の**複数名訪問歯科衛生指導加算**が新設(対象患者の要件あり)。

【参考資料】

厚生労働省 令和6年度歯科診療報酬改定の主なポイント(6頁版)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001213977.pdf>

厚生労働省 令和6年度診療報酬改定の概要【歯科】(198頁版)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001251542.pdf>

厚生労働省 令和6年度診療報酬改定の概要(歯科)YouTube
<https://www.youtube.com/watch?v=xNAHp3iYuv0>



厚生労働省
令和6年度歯科診療報酬改定の
主なポイントPDF(1.17MB)



厚生労働省YouTube
令和6年度診療報酬改定の
概要(歯科)(55分)

(公益社団法人 日本歯科衛生士会)

2024年介護報酬改定(要点)

居宅療養管理指導費・介護予防居宅療養管理指導費(歯科衛生士が行う場合)

改定前		改定後	
単一建物居住者(月単位)		単一建物居住者(月単位)	
人数	歯科衛生士などの場合	人数	歯科衛生士などの場合
1人	361単位	1人	362単位
2~9人	325単位	2~9人	326単位
10人以上	294単位	10人以上	295単位

歯科衛生士などの居宅療養管理指導は全身状態の悪化とともに口腔衛生管理の頻度が増加する終末期がん患者の利用者に対する利用算定回数上限が緩和され1月に6回まで算定できるようになった。

歯科関連の主なもの

- 口腔連携強化加算50単位(新設)**
 - 事業所の従業員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関およびケアマネジャーに対し当該評価の結果の情報提供を行った場合に、1月に1回に限り50単位を加算する。
 - 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科訪問診療料の算定の実績のある歯科医療機関の歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が事業所従業員からの相談などに対応する体制を確保し、その旨を文書などで取り決めていること。
- 介護保険施設における口腔衛生管理の強化**

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設において、2024年4月から基本サービスとして利用者の入所時および入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施が義務付けられた。歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の職員に年2回以上技術的助言・指導を行い、施設は各入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を策定する。

*医療保険により訪問歯科衛生指導料を同一月内に3回以上算定された場合には、同一月内においては、介護保険による口腔衛生管理加算の費用を請求することはできない。

計画書等の様式が改定されています。

詳しくは厚生労働省ウェブサイト「令和6年度介護報酬改定について」をご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html



行政歯科衛生士活動推進事業「フッ化物洗口取組事例報告会」のお知らせ

今年度、日本歯科衛生学会第19回学術大会の新潟開催に合わせ、フッ化物洗口推進の担い手となる行政歯科衛生士の各地域における取組状況についての情報・課題共有を行う場を設けました。

主催	日本歯科衛生士会・地域歯科保健委員会	受講料	無料
対象	行政に勤務する歯科衛生士等	申込方法	Peatixを利用して申込み 初めて利用する方は新規登録が必要となります。 URL: https://jdha-20240921event.peatix.com/
開催日時	令和6年9月21日(土) 午後5時30分から午後7時30分まで		
研修方法	会場開催 朱鷺メッセ 201号室		
内容	事例報告 1.「新潟県におけるフッ化物洗口の取組」～県行政として取組経緯と成果～ 新潟県上越地域振興局健康福祉環境部医薬予防課 歯科衛生士 室美南氏 2.「市町村におけるフッ化物洗口の推進」～フッ化物洗口の取組の実際：開始と継続～ 新潟県柏崎市福祉保健部健康推進課 主任 相沢 朋代氏 3.グループワーク フッ化物洗口取組における課題と対策		



※詳細については、日本歯科衛生士会ウェブサイトまたはInstagramをご確認ください。

ウェブアクセシビリティと障害者差別解消法



デジタルトランスフォーメーション(以下、DXという)推進が奨励されています。DXは、ビジネスや組織のデジタル化を通じて、具体的な目的を明確にし、共通のビジョンを組織全体で共有し推進する取り組みです。日本歯科衛生士会(以下、本会という)でも現状分析と課題の特定を行い、事業プロセスとして組織の管理方法やイベント・研修・会議、配信しているウェブサイト・SNSなどのITシステムの評価を行い、改善すべき課題を特定して、DXを推進しています。そして、新たに、本会に情報セキュリティ委員会が設置されました。

一方、DXを推進することで、組織力強化、効率化、広域性が高まりますが、ITスキルが高い人だけが情報を入手・利用できるような

ると、情報格差だけでなく生活や権利の格差が生じることになります。幼少期からデジタル環境に接し、学んでいる人々と高齢者世代では明らかな格差が生じています。

類似した用語のユニバーサルデザイン(UD)は、年齢や障がいに関係なく、すべての人々が平等に使いやすいことを目的にしたデザインです。身近では、絵文字やピクトグラム、UDフォント、シャンプー・リンス容器の凹凸などに定着しています。その他、情報などを取得できることを前提に満足度を高める「ユーザビリティ(Usability)」や主に物理的な障害を取り除く「バリアフリー」があります。

今回、取り上げた「アクセシビリティ(Accessibility)」は高齢者や障がいのある人が情報に到達し、内容を理解して取得できることを目的にしています。パソコンなどを使用している場合には「設定」内のメニューに表示されたり、アプリやソフトを利用していると右のような確認が表示されたりします。

事業のDX推進と並行して『誰一人取り残されない』ため

に、ウェブ環境を使用した情報発信をする際は対象者目線になって問題点に気づき、ウェブアクセシビリティ対応に努めましょう。



日本語  アクセシビリティ: 検討が必要です

Wordの表示

障害者差別解消法

障害者差別解消法は、障がいのある人々が差別を受けずに社会的に共生できるようにすることを目指して制定されました。日本では、2021年に障害者差別解消法が改正され、2024年4月1日から施行されました。民間事業者に対しても「合理的配慮の提供」が義務となりました。

「合理的配慮」とは、障がいのある人が生活する上で生じるバリア(障壁)をできる限り取りのぞく対応を行うことで、「努力義務」以上の積極的な対応が必要となりました。



画像出典:政府広報オンラインより

ウェブアクセシビリティ

ウェブサイトの場合は「ウェブアクセシビリティ」を確保することになります。すべての事業者は、遅くとも2024年6月4日までに対応する必要があります。ただし、現状、罰則はありませんが、利用者から情報やサービスが利用しにくいといった申し出が集中した場合などは、事業者としての責務が問われる場合があります。

アクセシビリティとは、Access(近づく・アクセスする)+Ability(能力・~できること)から派生している用語で、「接近できること」、「近づきやすさ」などと訳されています。

ウェブアクセシビリティは、視覚・聴覚・色覚・上肢に支障がある人、発達・学習障がいがある人、高齢者、また一時的な障がいがある人も含めて、ウェブサイトなどを利用しやすくするための考え方です。本会もウェブサイトの環境を整えて平等にご利用いただくために、検査を依頼し、主要ページの修正を行いました。ウェブサイトをご利用いただいた皆様、変化にお気づきでしょうか。

具体的には、内閣府やデジタル庁のガイドラインを確認し、既にウェブアクセシビリティ対応が進んでいる団体のウェブサイトを参考に提案を行っています。

本会ウェブアクセシビリティで目指すこと

目標とする適合レベルおよび対応度 レベルAA 準拠、主要なページの試験:JIS X 8341-3:2016に基づく試験を実施しています。詳細は本会ウェブサイトの「ウェブアクセシビリティについて」に管理会社の報告があります。

まだ旧データの補修やシステム対応が遅れている部分がありますが、新規の掲載情報は下記の方法により対応に努めています。

●文字に色をつけるときや画像に文字を書き込むときに、文字の背景色とのコントラスト比を高くする。



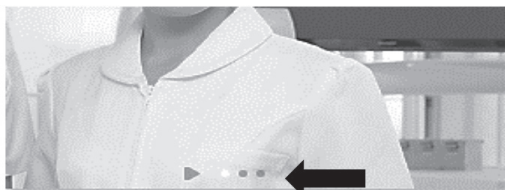
日本歯科衛生士会
ウェブアクセシビリティ

- 読み上げを正しく機能させるため、単語の文字間にスペースやタブを用いない、文章の折り返し位置を調整するためにスペースや改行を使わない。例) × 日□時・場□所など
- SNSやウェブサイトに画像・写真を投稿する場合は代替テキスト^{ない}をつける。
- 色だけで情報を区別しないようにする。例) × 赤文字は必須項目です。
- 関連バナーは説明の後に表示し、説明を読み上げてから同意や申込みバナーが操作できるようにする。
- 映像コンテンツには、字幕をつけることを提案中(YouTube利用など)。

※その他、本原稿も「支障がある方(ほう)」より「支障がある人(ひと)」表記が正しく読み上げ、意味が伝わりやすいので、「人」を使用しています。音読み・訓読みがある日本語は読み上げ機能に完全対応が困難です。「歯科衛生士の方(ほう:読み上げ)へ」は現状そのままです。

管理会社で実施した変更

1.TOPページのトップスライダーに再生・停止ボタン



画面が動くことで閲覧に集中できない人への配慮。

左の画像上の←のところに操作ボタンがある。

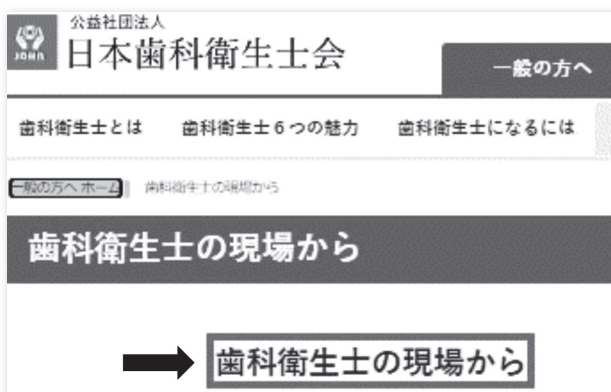
▶で再生、||で停止

2.文字と背景のコントラスト



色覚異常のある人や高齢者への配慮のため、色の組み合わせとコントラストを調整。

3.「見出し」の追加 読み上げ機能に対応



Windows10、11環境の、スクリーンリーダー(ナレーター)機能に対応例

→の先にある囲み部分を読み上げながら、囲みは移動します。視覚障がいがある人への対応です。

設定→アクセシビリティ→スクリーンリーダー(ナレーター)ON・OFFまたはショートカットキーを使い、**[Windowsロゴキー]+[Ctrl]+[Enterキー]**で起動・停止操作が可能。Mac環境では、Voice Overを呼び出すには**[Command]+[5]**キーで起動・停止操作が可能(本会ウェブサイトに対する機能は未確認)。

また、検索エンジンでも、設定のアクセシビリティを確認すると色補正、文字サイズ変更、読み上げ機能が付与されています。PCなど

のデバイスの環境設定と合わせて活用することができます。

例) Windows OSで検索エンジンはGoogle Chromeでは、**[Ctrl]+[+]**か**[-]**キーで、文字サイズ変更。ウェブページ上でマウスを右クリックして表示されるメニューの**「リーディングモードで開く」**を選択すると、ページ内のテキスト情報のみが目次のように一覧表示されます。このテキスト表示を使うとスムーズな読み上げが可能となります。

本会ウェブサイト内には400ページにおよぶ情報が掲載されています。主要ページ以外の修正は未完成です。全面リニューアルを行う時に、すべてのページのウェブアクセシビリティの向上を目指しています。

情報を受け取る皆様が安心・安全に過ごされますように、利用者のさまざまな利用特性を理解し、可能な限り、障がいの有無に関わらず、同じようにご利用いただけるよう合理的な配慮を取り進めて、情報発信を継続したいと考えています。

また、本記事は、障害者差別解消法改正をきっかけに、対応が始まったウェブアクセシビリティを中心に記載しましたが、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として尊重され、多様な文化や価値観を受け入れて、互いに支え合うダイバーシティ(多様性)社会の一部という位置づけで推進いたします。

【参考情報】

- 政府広報オンライン「ウェブアクセシビリティとは? 分かりやすくゼロから解説!」 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202310/2.html#thirdSection>
- デジタル庁「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」 <https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook/>
- 内閣府リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます!」 https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html
- 内閣府ウェブサイト「障害を理由とする差別の解消の推進」 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

(公益社団法人 日本歯科衛生士会 広報委員会)

回収率
100%を
目指して!

令和6年度は「第10回勤務実態調査」の年です

「歯科衛生士の勤務実態調査」は、会員の皆様にご協力いただいて、1981年から5年ごとに実施している重要な調査です。この調査の結果は、歯科衛生士の現状を把握し、課題を描き出すうえで、他にはない情報量と信頼性を有する、大変貴重な資料として活用されています。今年厚生労働省に提出した要望書には、歯科衛生士の待遇改善の必要性を示す根拠として第9回の調査結果を使用いたしました。また、本会ウェブサイト「歯科衛生士6つの魅力」にも結果の一部を掲載し、歯科衛生士職のアピールに活用しています。

ひとりでも多くの会員の方からご回答をいただくことで、資料としての信頼度が高まります。また、皆様からのご回答は、本会がさらに取組むべき事業の検討に活用させていただきます。

今回の調査はWeb調査で行います。セミナー後のアンケート等でWeb回答の経験がおありの方も多いと思いますが、そのようなアンケートに比べると本調査の設問数は多くなっております。できるだけ、皆様が回答しやすい形になるよう、検討を重ねております。

10月にご案内を郵送いたしますので、ぜひご協力くださいますようお願いいたします。

Linking JDHA to IFDH



「International Journal of Dental Hygiene」

本会では、国際歯科衛生士連盟が発行する学術誌「International Journal of Dental Hygiene (IJDH)」を購読しています。会員の皆様にはIJDHが無料公開されているウェブサイトから直接アクセスできるように、2次元コードを公開いたします。

有料の部分については、IJDHを本会で閲覧することができます。国際協力委員会までお申込みください。(FAX 03-3209-8023)

国際歯科衛生誌

2024年5月 第22巻2号

本号は総説1本と原著論文22本を中心に構成されています。世界各国で行われた口腔保健に関する幅広いテーマの研究論文が掲載されています。そのうち5本は無料で閲覧が可能です。ご興味のある方はこの機会にお読みください。※本号より、最新の情報をお届けするため、Instagramで先行発信を開始いたしました。本会公式アカウントをフォローしてご確認ください。

(国際協力委員会 茨木 浩子)



IJDH 第22巻2号



@JDHA.OFFICIAL

理事会報告

令和6年度第1回理事会が令和6年5月19日(日)に開催された。審議事項と報告事項は次のとおりである。

審議事項

- (1) 令和5年度事業報告(案)について
- (2) 令和5年度決算報告(案)について
- (3) 令和5年度特定費用準備資金等の積立について
- (4) 令和5年度事業報告に係る提出書(内閣府)について
- (5) 令和6年度事業計画について
- (6) 選挙管理委員の選任(案)について
- (7) 令和6年度定時代議員会の概要(代議員会運営規則第2条第1項7号二関連)について(定款変更について)
- (8) 第10回歯科衛生士の勤務実態調査について
 - ① 業務委託先について
 - ② 調査委員会委員について
- (9) 令和6年度会長表彰について
- (10) 令和6年度「地域歯科衛生士活動」助成事業(案)について
- (11) 地域歯科衛生士活動支援媒体及び研修会(案)について
- (12) 行政歯科衛生士活動推進事業(案)について
- (13) 自治体委託事業実施状況調査(案)について
- (14) 日本歯科衛生学会 学会雑誌電子ジャーナル化について
- (15) 日本歯科衛生学会 学会委員会委員の委嘱について
 - ① 企画第一委員会委員
 - ② 編集委員会委員
- (16) 認定歯科衛生士委員会委員の委嘱について
- (17) 災害歯科保健委員会委員の委嘱について
- (18) 日本歯周病学会 令和7~8年度 5項理事の推薦について
- (19) 第69回日本口腔外科学会総会・学術大会「第16回歯科衛生士研究会」について
- (20) 令和6年度全国病院歯科衛生士連絡協議会の開催について
- (21) 歯科衛生士養成課程別コンベンション(案)について
- (22) 事務局長の交代について
- (23) その他

報告事項

- (1) 会務報告
 - ① 業務執行理事等の職務執行報告
 - ② 常務理事会の報告
 - ③ 常任委員会等の報告
- (2) 監査実施報告
- (3) 職員の採用・辞職
- (4) 令和7年度予算・制度等に関する要望書
- (5) 第2回「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業」運営協議会報告
- (6) 令和5年度医療施設運営費等補助金(歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業報告)
- (7) 令和6年度歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業「歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修事業」の応募
- (8) 第1回歯科衛生士の業務に関する打合せ報告
- (9) 令和6年度歯と口の健康週間
- (10) 第81回全国小学生歯みがき大会組織委員会報告
- (11) 第2回歯科衛生士に関する協議会報告
- (12) 第33回歯科衛生士国家試験の実施状況
- (13) 後援名義使用及び生涯研修制度の研修単位認定
- (14) 令和6年度愛知学院大学短期大学部歯科衛生士リカレント研修センター運営会議オブザーバーの委嘱
- (15) 令和5年度都道府県歯科衛生士会への研修支援実施状況
- (16) 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業総合評価部会員の推薦
- (17) 2024-2025(令和6-7)年度公益社団法人日本障害者歯科学会災害対策委員会委員の派遣
- (18) 歯科保健医療情報サイトの在り方検討委員会委員の委嘱
- (19) その他

その他

【配付資料】令和5年度日本歯科衛生学会収支決算書(案)